

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月5日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第15号

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成11年寒川町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(療養休暇の通算)

第15条の2 療養休暇(前条第1項第1号の規定による療養休暇を除く。)を取得した職員が、再び勤務するに至った日から1年を経過する日までの間において、再び同一傷病(傷病の名称に関わらず、再び勤務するに至った日前の療養休暇に係る傷病との間に相当の因果関係があると認められる傷病を含む。)又は当該療養休暇中に併発した別傷病のため療養を要するときは、再び勤務するに至った日前の療養休暇の期間と通算して90日の範囲内において療養休暇を与えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に療養休暇を取得している職員に係る療養休暇の通算については、なお従前の例による。